

## 今後の介護人材の確保等について

先ほど述べたように23年度までの前倒しで施設整備が進められている状況で、本県の介護関係従事者の養成はどうになっているのか、整備促進に伴う従事者の充足はできると考えているのか。また、本県における介護関係従事者の離職防止と確保に向けて、どのように取り組まれておられるのかお伺いいたします。本県における介護職員数は、現在約13,000人となっています。

### 答弁・健康福祉部長

平成21年度から23年度までの3年間で、定員約1,900人分の特別養護老人ホーム等の整備を行うこととしておりますが、これら的新設に伴う需要と、既存の在宅サービス等の拡充に係る需要で、22年度は約13,700人、23年度は約14,500人の介護人材が必要になると予測しております。県内における有資格者の養成について申し上げますと、介護福祉士については短大等で約150人、介護労働安定センターや民間事業者が実施する介護職員基礎研修、ホームページヘルパー2級取得講座などで500人～600人が資格を取得していることから、毎年700～800人が新たに養成されています。特に、平成22年度については、緊急雇用対策等を含めて約1,700人の有資格者が養成されているところです。

また、県が委託し設置している福祉人材センターにおいて、介護従事者の離職防止策として「職場体験事業」を行い、就職希望者が抱く職場のイメージと事業者が求める人材像のギャップを埋める取組みを進めるとともに、介護の仕事の魅力をPRするテレビ番組の放映や、離職した介護福祉士等有資格者の再就職支援のための研修と就職の斡旋などを実施し、より幅広い人材の確保に努めています。

さらに、今後とも雇用関係行政機関と連携して介護職員の養成を推進するとともに、離職防止に向けて、職員のキャリアに応じた賃金体系やキャリアアップのための研修・資格取得の支援制度を整備するよう、各事業所に対して処遇改善を働きかけてまいります。



## ジェネリック医薬品の普及について

このような状況下で、県内病院や薬局による全体でのジェネリック医薬品の近年のシェアはどのように推移しているのか、医師や患者への理解と普及を得るためにどのような取り組みがなされているのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

### 答弁・健康福祉部長

委員ご指摘のとおり、ジェネリック医薬品、すなわち後発医薬品の使用は、医療費の抑制に効果があり、患者の経済的負担軽減にもつながるものであります。

国では、ジェネリック医薬品の普及を促進するため、診療報酬の改定、処方せん様式の変更など、様々な施策を講じております。結果、全国健康保険協会が公表している資料によれば、全国の保険薬局におけるジェネリック医薬品の使用割合は、数量ベースで平成20年度下半期で17・4%であったのが、平成22年3月では20・1%に増加しており、徐々にではありますが、国民に浸透してきていることがうかがわれます。

年々増加する国民医療費。厚生労働省のデータでは、国民1人当たりの医療費は、平成17年度、全国では25万9千円、山形県では26万1千円となつており、平成11年度までは一人当たりの医療費が全国平均より下回っていましたが、平成14年度から上回っている状況にあります。

日本は高齢化が進み国民医療費も年々増加傾向にあり、平成2年度には総額約20兆円でしたが、平成20年度には約34・8兆円、そのうち薬剤費が約5・4兆円と15・5%を占めるといわれています。

医療施策の中で普及が進んできている、ジェネリック医薬品（後発医薬品）。新薬と比べて価格が3割から8割安いことから、ジェネリック医薬品を処方する医療費の抑制を考えれば、ジェネリック医薬品の使用をより一層推進していくべきながります。年々増加し続けます。

厚生労働省は、日本における21年9月現在、ジェネリック医薬品の数量シェアは20・2%であり、欧米諸国と比較して普及が進んでいないことから、平成24年度まで30%以上という目標を掲げ取り組んでおります。

## 山形県の総合的な住宅リフォームなどの支援対策

寒河江市で今年度実施された寒河江市住宅建築推進事業（新築を含む住宅リフォーム）はたいへん多くの申請者があり、当初予算では対応ができず、予備費並びに補正予算を計上し、合計3,700万円の予算が投資されました。この施策により、景気が低迷する中において市内業者の活性化が図られたとともに景気浮揚に大きく貢献しました。

現在、このような事業を実施している自治体は、本県35自治体中20

市町村になってきております。わたしも、使い勝手の良い助成を本県施策でも実施すべきと訴えてまいりましたが、来年度の予算獲得に向け県土整備部が予算を要求しており、実現に向け努力していただいております。基本的には、実施している市町村に対しての上積みの助成制度であることから、県内全自治体に制度の創設を促しながら実施に向け準備を頂いております。

## 総合的な住宅対策（予算要求概要）

### 対策の内容

#### 1 リフォームに対する支援

- (1) 補助金による支援（新規）…市町村と連携した補助制度の創設  
①一般リフォーム補助  
耐震補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用を含むリフォーム  
②高水準リフォーム補助  
高水準の耐震改修と省エネ・新エネルギー
- (2) 低利融資による支援（継続）  
○無担保・無保証の低利融資  
耐震補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用を含むリフォーム

#### 2 新築に対する支援

- (1) 県産木材使用の住宅新築  
①利子補給による支援（拡充） ②補助金による支援（拡充）

#### （2）省エネ住宅の新築（新規）

- 補助金による支援 高水準省エネ・新エネ住宅の新築

### 3 住宅関連産業への支援

- (1) 住宅関連産業・技術者の支援  
①大工・工務店の営業力・技術力強化（継続） 講習会開催など  
②住宅建築情報の交流・発信（新規）  
市町村、業界組合・団体等と連携した情報発信と需要喚起  
③新たな担い手創出（新規）
- (2) 県産木材の供給体制整備・利用拡大  
①県産木材利用拡大に取組む建築業者の支援（新規）  
②県産木材使用住宅の普及啓発活動支援（継続）  
③木材乾燥施設の整備支援（継続）

※ただし、上記は予算要求中のものであり、事業の実施を含め、県当局で検討を進めており、内容は確定しておりません。